第二百四十九条の二第八項中「決定書」を「電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項（終局決定の方式及び電子裁判書）に規定する電子裁判書（同条第三項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。次条において同じ。）」に改め、同条第十二項中「（平成二十三年法律第五十一号）」を削る。

第二百四十九条の三中「又は抄本」を「若しくは抄本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該電子裁判書に記録されている事項と同一であることを証明したもの」に改める。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百条　前条の規定による改正後の保険業法第二百四十九条の二第八項の規定は、施行日以後に開始される代替許可に係る事件の送達について適用し、施行日前に開始された代替許可に係る事件の送達については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第三百一条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「並びに」を「及び」に、「及び第九百六条」を「から第九百六条の二まで」に改める。

第百八十四条第一項第三号中「謄本」の下に「又は裁判の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

第二十六章　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正

第三百二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百九十八条」を「第二百九十八条の二」に改める。

第十条第二項中「いう。」の下に「第二百九十八条の二第三項を除き、」を加える。

第六章第三節第二款に次の一条を加える。

第二百九十八条の二　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二百六十二条第六項の報告又は計算に関し裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項（以下この条において「報告等記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、報告等記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又は報告等記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4　前条第四項及び民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、報告等記録事項について準用する。

第二十七章　信託法の一部改正

第三百三条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「いう。」の下に「第四十九条第五項（第五十三条第二項及び第五十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条の二第三項を除き、」を加える。

第四十九条第五項中「文書」の下に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第百七十二条の二第三項において同じ。）」を加え、「同項の」を「前項の」に改める。

第百七十二条の次に次の一条を加える。

（保全処分に関する記録事項の閲覧等）

第百七十二条の二　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第百七十条第三項の報告又は計算に関し裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項及び第三項において同じ。）に備えられたファイルに記録された事項（以下この条において「報告等記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、報告等記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又は報告等記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4　前条第四項及び民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、報告等記録事項について準用する。

第二百十五条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「複製」の下に「又は第百七十二条の二第一項から第三項までの規定による閲覧、複写若しくは交付若しくは提供」を加える。

第二十八章　非訟事件手続法の一部改正等

第一節　非訟事件手続法の一部改正

第三百四条　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条」を「第六十五条の二」に改める。

第二十八条第一項中「第七十一条第二項（同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）及び第八項」を「第七十一条第八項」に改め、「ついて、同条第二項の規定は前項の申立てについて」とあるのは「ついて」と」を削り、「準用する。この場合において、同条第二項中「訴訟費用の負担の裁判が確定した」とあるのは「訴訟が完結した」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」を「訴訟が」とあるのは「事件が」に改める。

第三十一条の見出しを「（電子調書の作成等）」に改め、同条中「調書」を「最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改め、同条